

道路工事及び道路占用工事の実施要領

道路工事及び道路占用工事の実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、道路工事及び道路占用工事（以下「道路工事等」という。）の施工に際し、身体及び財産に関する危害並びに迷惑（以下「公衆災害」という。）を防止するとともに、安全かつ円滑な施工を確保し、道路構造の保全を図ることを目的とする。

(施工基準)

第2条 市原市が管理する道路における道路工事等の施工については、「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「千葉県土木工事共通仕様書」並びに「千葉県土木工事施工管理基準」によるほか、この実施要領に定めるところによる。

(設計・施工)

第3条 道路工事等の計画、設計、施工にあたっては、道路管理者及び関係機関と十分協議し、工法・工程等を決定すること。また、公衆災害の防止に努めること。

(工期・工程管理)

第4条 工事期間については、当該工事及び関連する工事等の関係機関と調整を図り、十分な検討を行ったうえで適正な工期を設定すること。なお、当該工事の全体工程を把握し、工期に遅れることなく工事を完了させること。

(写真管理)

第5条 工事写真の撮影については、下記によるものとする。ただし、道路管理者が必要ないと認めた場合は、この限りではない。

- (1) 工事写真は、工事前及び完成後、施工状況、安全施設、使用材料、品質管理、出来形管理等に分類して撮影し、工程順に整理して1部提出する。
- (2) 撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した、小黒板に文字が判読できるよう被写体とともに写しこむこと。
 - ◆ 工事名
 - ◆ 工種
 - ◆ 測点（位置）
 - ◆ 寸法（設計・出来高）
 - ◆ 略図等
- (3) 撮影頻度及びその他の事項については「千葉県土木工事施工管理基準」の写真管理基準を準拠するものとする。

(完成の届出)

第6条 工事が完成したときは、速やかに完成届を提出し、道路管理者による完成検査を受けなければならない。

(沿道居住者への広報)

第7条 道路工事等の施工にあたっては、沿道住民及び利用者に対し、工事着手前に工事の目的、工期及び施工方法等について十分なPRを行い、工事に対する理解と協力を得るよう努めなければならない。

(対外折衝)

第8条 施工者は、沿道住民及び道路利用者等との交渉を必要とするとき又は交渉を受けた時は、誠意をもって解決を図らなければならない。なお、道路管理者から指示があった場合は、その経緯を記録し、報告しなければならない。

(交通安全対策)

第9条 施工者は、工事中の安全を確保するため、警察及び道路管理者等の指示に従い、次の各号に掲げる事項を厳守すること。

- (1) 夜間における照明施設・休日・作業休止日における安全柵、歩行者等の通路の確保等には、万全な対策を講じるとともに、適時にパトロールを実施すること。
- (2) 現場状況を勘案して、熟練した交通誘導員を適正に配置し、保安要員を巡視点検させ、常に安全かつ円滑な通行を確保し、交通渋滞が生じないような処置を講じなければならない。
- (3) 現場における標示施設、防護施設の設置及び管理については「道路工事現場における標示施設等の設置基準」及び「道路工事保安施設設置基準」に基づき、道路利用者に対して道路工事に関する情報を明確に提供するとともに、現場状況に応じた適正な交通安全対策を図ること。なお、看板の様式については、別添の保安施設標準様式図を参照すること。

(埋設物の確認及び保安)

第10条 既設埋設物の取り扱いについては、次によるものとする。

- (1) 施工者は、工事着手前に掘削範囲及び近接した地域において、埋設物の有無、地下埋設物の位置、構造及び老朽度等を事前に調査し、災害の防止に必要な措置を講じなければならない。
- (2) 施工者は、埋設物が掘削範囲内又は近接するときは、事前にその埋設物の管理者及び関係機関と協議し、関係法令に従い、保安上の必要な措置、防護方法、立会の必要性、緊急時の通報体制、保安上の処置の実施区分等を定めなければならない。
- (3) 試掘によって埋設物を確認した場合には、その位置等を道路管理者及び埋設物管理者に報告すること。
- (4) 工事施工中に、管理者不明の埋設物を確認したときは、埋設物に関する調査を再度行って管理者を確認し、当該管理者の立会いを求め、安全確認した後に、処置すること。
- (5) 既存埋設物に近接して、路面の取り壊し又は掘削をする場合は、主に人力による施工とし、周辺地盤のゆるみ、沈下等の防止に注意し、埋設物に影響のないよう慎重に施工するものとする。

- (6) ガス管等重大事故のおそれのある埋設物付近の工事においては、施工者は、保安に必要な措置等を十分行ったうえで施工するものとする。なお、引火の恐れのある埋設物付近では、溶接機、切断機などの機材器具を使用してはならない。

(事故防止)

第10条 施工者は、工事に際し、事故の防止に努めるものとする。また、緊急時の措置及び連絡体制等については、工事着手前に道路管理者及び関係機関と十分調整を図った後に実施すること。

(事故報告)

第11条 工事に起因して事故が発生したときは、占有者は、遅滞なくその原因、処置、被害状況等について、道路管理者に報告するものとする。

(騒音・振動の防止)

第12条 騒音、振動の防止については「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」に従い、現場周辺の状況に応じて、施工時間及び使用機械の選定等し、騒音、振動の防止又はその軽減に努めなければならない。

(道路境界の確認・処置)

第13条 官民境界については、工事着手前に現場及び道路管理者等に確認し、施工すること。なお、既設境界標等がある場合は下記により、適正に措置すること。

- (1) 境界杭、境界鋸等の境界を示すものを工事で損傷しないよう十分注意すること。
- (2) 工事により撤去・復旧の必要なものは、座標管理の上、復元すること。
- (3) 工事により境界杭等を破損した場合は、施工者が責任をもって復元すること。

(埋設物等の調査・立会)

第14条 道路工事等の施工にあたっては、当該工事区域の埋設物を事前に調査し、防護措置の必要性等について、関係者と協議するとともに、必要に応じ立会いを求め、事故防止対策に万全を期すこと。

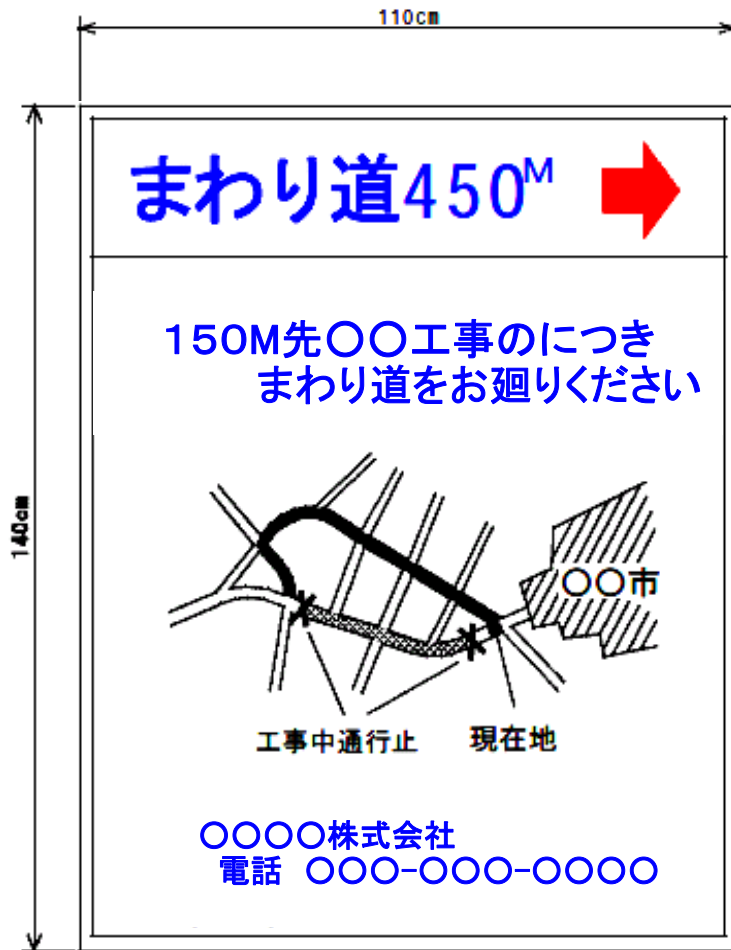
(作業場)

第15条 道路工事等のために使用する区域を周辺から明確に区分し、この区域以外の場所を作業場として使用してはならない。

(緊急時における連絡体制)

第16条 施工者は、作業場及びその周辺における事故を未然に防ぐため及び事故処理の応急処置を迅速に行うため、緊急時における連絡体制を明確にしておかなければならない。

迂回路標示板

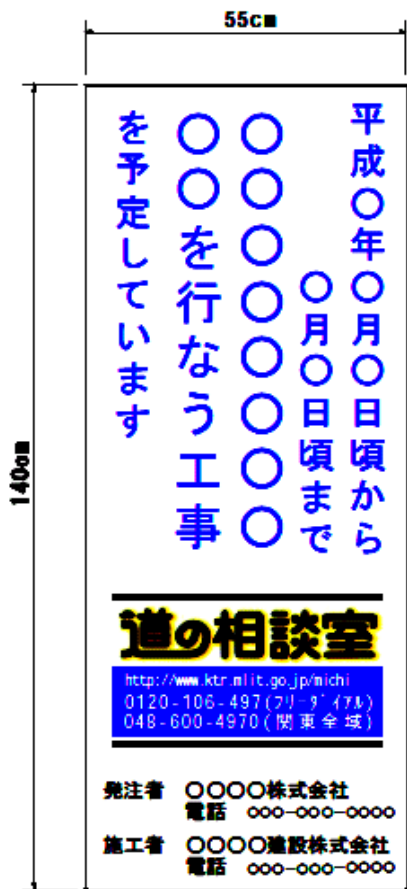


標示板(工事中看板)

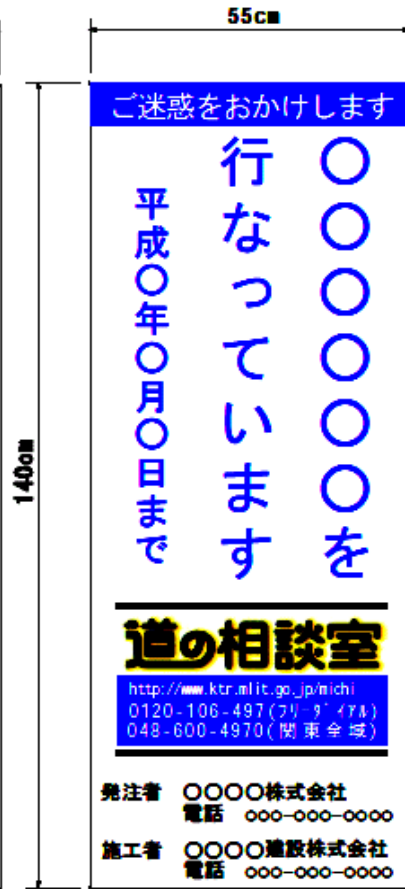


- 1) 看板の下部に当該工事に関する問合せ先等を標示すること。
- 2) 「〇〇工事」には、道路、下水道、水道、ガス、電気、電話等と記載すること。
- 3) 標示板の工事期間、時間帯は、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日と工事時間帯を標示すること。
- 4) 高輝度反射式又は同等以上とすること。
- 5) 転倒しないよう十分留意して設置すること。

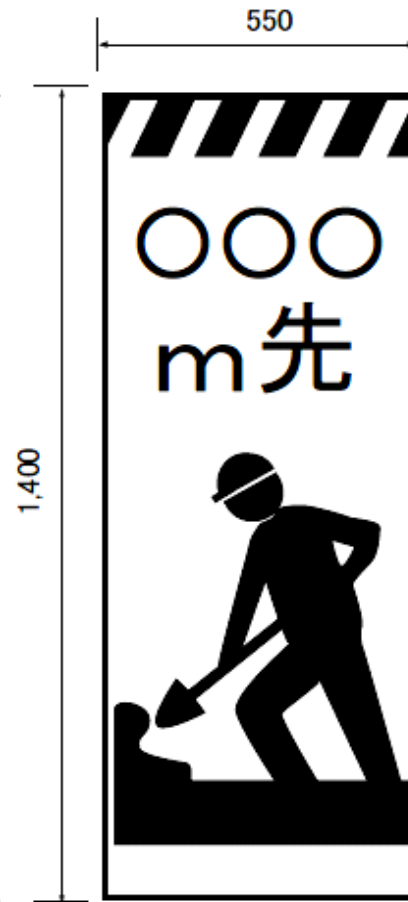
工事情報看板



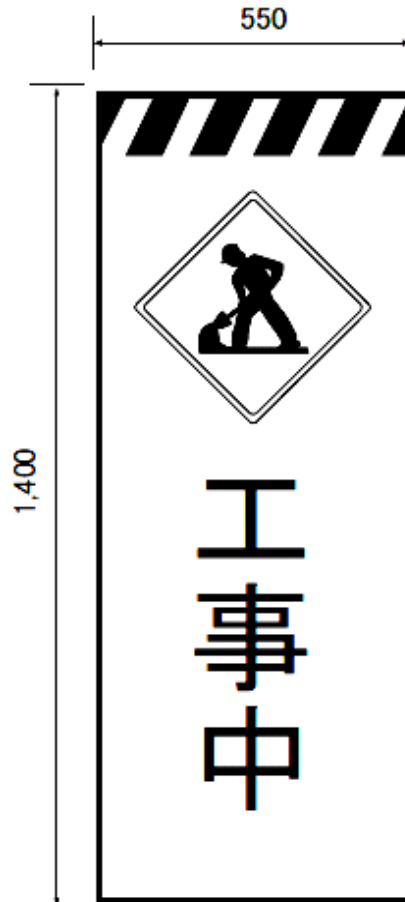
工事説明看板



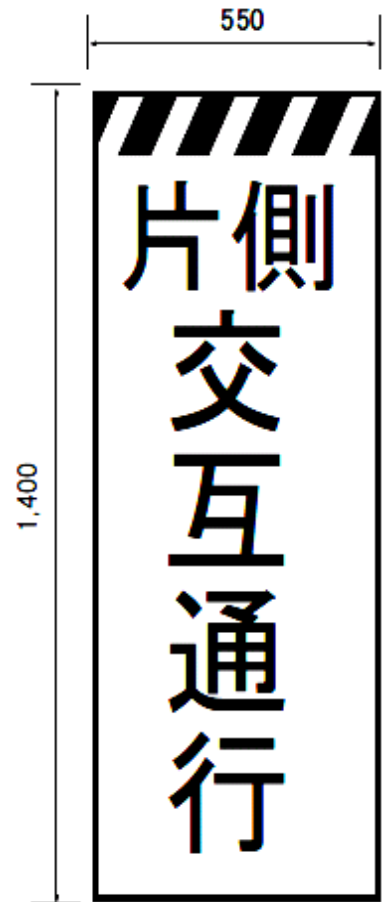
標示版(工事予告)



警戒標識



片側交互通行



- 1) 工事情報板及び工事説明板の工事期間は、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事開始日、工事終了日を標示すること。
- 2) 工事情報板及び工事説明板の下部に当該工事に関する問合せ先等を標示すること。
- 3) 工事情報板及び工事説明板については、現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等にドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って堅固に設置すること。
- 4) 工事情報板は道路工事を開始する1週間前から工事開始まで、工事説明板は工事開始から工事終了までの間、設置すること。
- 5) 転倒しないよう十分留意して設置すること。
- 6) この他、現場状況に応じた看板、施設(減速、車線減少、歩行者案内、段差予告、バリケード、コーン等)を設置すること。なお、設置位置、規制方法等の詳細については、「道路工事現場における標示施設の設置基準」及び「道路工事保安施設設置基準」を準拠すること。